

苫小牧工業高等専門学校電気保安規程

規則第8号

制 定 昭和40年10月1日

一部改正 昭和42年4月1日

一部改正 昭和61年9月1日

一部改正 平成9年11月18日

一部改正 平成11年3月29日

一部改正 平成21年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という)の工事,維持及び運用を確保するため,電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という)第42条の規定に基づき,この規程を定める。

(他の法令との関係)

第2条 本校の電気工作物の保安に関しては,法及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか,この規程の定めるところによる。

(規程の改正)

第3条 この規程の改正を行う場合には,電気主任技術者(以下「主任技術者」という。)の参画のもとに立案し,これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理組織)

第4条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事,維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という)を執行するための組織構成は,次の各号に定めるところによるものとする。

一 保安業務の総括管理は,校長(以下「管理者」という)があたる。

二 保安業務を適格に遂行するため主任技術者を置く。

主任技術者は,資格を有する者のうちから校長が指名する者をもって充てる。

三 主任技術者を補佐し,保安業務を執行する者(以下「補助者」という)を置き,施設担当職員を充てる。

四 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は,保安業務の代行を行う者(以下「代務者」という)を指名するものとする。

2 保安業務に関する指揮命令系統は,別図第1のとおりとする。

(主任技術者及び補助者の義務)

第5条 主任技術者及び補助者の保安業務は,次の事項について行うものとする。

- 一 電気工作物に係る保安教育に関する事。
 - 二 電気工作物の工事に関する事。
 - 三 電気工作物の保守に関する事。
 - 四 電気工作物の運転操作に関する事。
 - 五 電気工作物の災害対策に関する事。
 - 六 保安業務の記録に関する事。
 - 七 保安用器材及び書類の整備に関する事。
- 2 主任技術者及び補助者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を誠実に行わなければならない。

(保安業務の委託)

第6条 本校施設のうち主任技術者を配置しない施設の保安業務は、昭和63年通商産業省告示第191号（電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等）第1に定める用件に該当する者又は第2条に定める財団法人北海道電気保安協会に委託するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に係る場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(職員の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者とその保安のためにする指示に従わなければならない。

- 2 職員は、電気工作物の配線設備を無断で増設、改設、移設、模様替してはならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は電気工作物の保安に係る職員に対し、学校の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

(保安に対する訓練)

第10条 電気工作物の保安に係る職員に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実施指導訓練を行うものとする。

第4章 工事計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「**保守工事**」という）の計画を立案し管理者の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は本校の各課、各科との連絡を緊密にし、その意見を聴して行わなければならない。

（工事の実施）

第12条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の監督のもとにこれを実施するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引き取るものとする。

第5章 保守

（巡視・点検・測定）

第13条 電気工作物の保安のための巡視・点検及び測定は別表第1に定める基準に従い、主任技術者において管理者の承認を経て計画的に実施しなければならない。

第14条 巡視・点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第15条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

（運転又は操作等）

第16条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時におけるしゃ断器・開閉器その他の機器の操作の順序・方法について定めておかななければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については別に定め、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 3 主任技術者若しくは代務者又は職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、別図第1により迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 5 受電用しゃ断器の操作に当たっては、北海道電力株式会社室蘭支店苫小牧営業所と必要に応じて連絡するものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第17条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するための連絡体制は、別図第2のとおりとする。

第18条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するため指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第19条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する記録は次の各号に定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 保守工事記録

二 巡視・点検・測定記録（日常巡視点検・定期精密点検）

三 電気日誌（日常巡視点検・故障・軽事故を含む）

四 電気事故記録（1 故障・軽事故 2 重大事故報告書）

2 主要電気機器の保守記録は別表第2に定める設備台帳に記録し、必要な期間保存しなければならない。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第20条 他の者の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は、自家用1号柱に設置した柱上区分開閉器の電源側端子とする。資産管理上の責任分界点も同様とする。

(需要設備の構内)

第21条 本校の需要設備の構内図は別に示すとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第22条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第23条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第24条 主任技術者は、電気工作物の新增設・改造等が行われた場合における設計図・仕様書・取扱説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類の整備)

第25条 主任技術者は、関係官庁・電気事業者等に提出した書類及び図・その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和61年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年2月1日から適用する。

別表第1 (第13条第1項関係)

巡視点検測定及び手入基準

項目 対象		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所, ねらい	No.	周期	点検箇所, ねらい	No.	周期	点検箇所, ねらい	No.	周期	測定項目
受電	断路器	1	1か月	受と刃の接触, 過熱, 変色, ゆるみ	1	1年	受と刃の接触, 過熱, ゆるみ, 荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	汚損, 異物の付着	2	1年	フレ止め装置の機能						
	しゃ断機 (O. C. B)	1	1か月	外観点検, 汚損, 油洩れ, きれつ, 過熱, 発錆損傷	1	1年	各部の損傷, 腐食, 過熱, 油量, 発錆, 変形, ゆるみ	1	3年	しゃ断速度の測定 開極投入時間最小動作, 電圧及び電流	1	1年	絶縁抵抗の測定
		2	1か月	指示, 点灯	2	1年	操作具合, 機構点検				2	1年	接地抵抗の測定
		3	1か月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	2年	絶縁油耐圧試験
					4	1年	油のよごれ, 必要によりその特性調査				4	不定期	必要により動作特性
					5	1年	接地線接続部の点検						
	母線				1	1年	母線の高さ, たるみ 他物との離隔距離 腐食, 損傷, 過熱						
					2	1年	接続部分, クランプ 類の腐食, 損傷, 過熱, ゆるみ						
					3	1年	がいし類, 支持物の腐食, 損傷, 変形, ゆるみ						

配電設備	断路器 しゃ断器開閉器類	1	1か月	受電設備用と同じ	1	6か月	停止しないで損傷, 変形, 腐食, 油量, 発錆, ゆるみ, 過熱			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
					2	6か月	その他必要事項 受電設備用と同じ						
備(屋外電線)	配電用 変圧器									受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
		1	1か月	電線の高さ及び他の 工作物, 樹木との距離	1	1年	電柱, 腕木, がいし 交 線, 支柱などの損傷, 腐 蝕				1	1年	絶縁抵抗測定
線路を含む)	電線及び支 持物	2	1か月	標識, 保護さくの状態	2	1年	電線取付状態等						
		1	1か月	ヘッド, 接続箱, 分 岐箱など接続部の過 熱, 腐蝕及びコンパ ウンド油洩れ布設部 の無断掘さく, 標識 他物との離隔距離	1	1年	ケーブル腐蝕, きれつ, 損傷				1	1年	絶縁抵抗測定
負荷	電動機 その他の 回転機	1	1日	運転者が音響, 回転 , 過熱, 異臭, 吸油 状況などについて注 意する。	1	3か月	音響, 振動, 温度	1	3年	温度上昇等により内 部点検, 分解, コイル	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	電流子刷子, 集電環 点検	2	1年	各部の汚損, ゆるみ 損 傷, 伝達装置の異状など 外部点検を行う。	2	3年	軸受通風付属装置な どの手入	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	制御装置点検			温度上昇その他事項 を考慮し回転子引出 掃除			
					4	1年	接地線接続部点検						

設 備	電熱乾燥装置	1	1 日	運転者が温度、変形、損傷などについて注意する。	1	1 年	各部の変形、損傷、ゆるみ、可熱物との離隔状況				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1 か月	接続部、変色、過熱熱線の腐食、取付点検									
	照明設備	1	1 日	異音、汚損、不点灯	1	1 年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド、洩れ				1	1 年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1 か月	開閉器の点検、湿気、じんあい等に注意	1	1 年	開閉器、機具の接続				1	1 年	絶縁抵抗測定

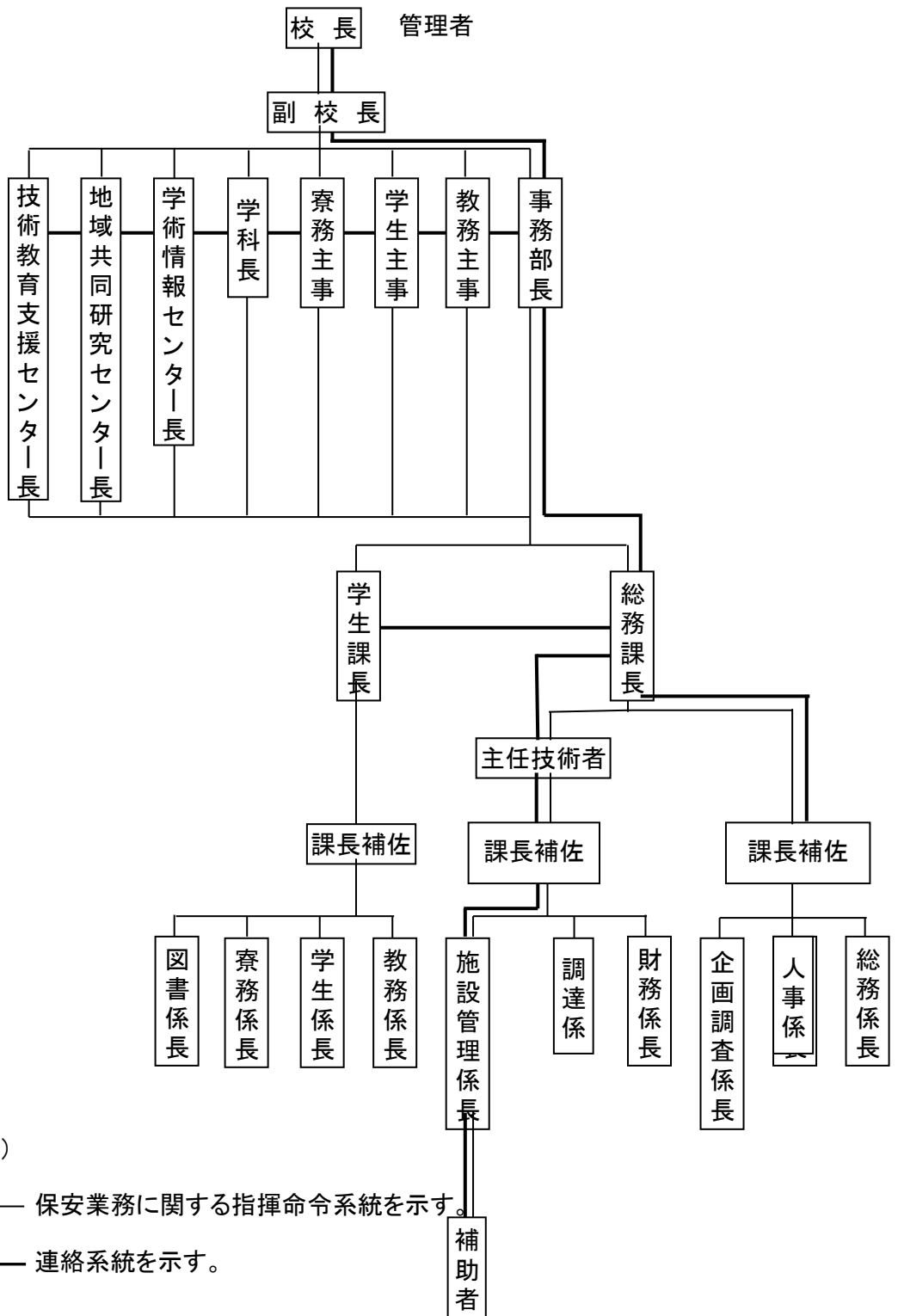
別表第2 (第19条第2項関係)

設 備 台 帳

機 器 名	製 造 者	型 式	製 造 年 月	定 格 容 量	保 修 記 録

用紙の大きさは日本工業規格A4とする

別図第1(第4条第2項, 第16条第3項関係)



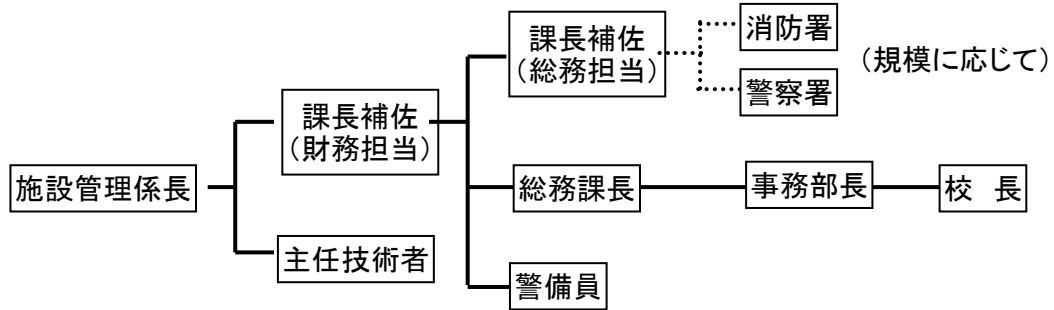
(注)

—— 保安業務に関する指揮命令系統を示す。

—— 連絡系統を示す。

別図第2(第17条関係)

非常災害時における連絡網(勤務時間内)



非常災害時における連絡網(勤務時間外)

